

令 6 山 労 委 第 1 0 7 号

令和 6 年 (2024 年) 11 月 26 日

一般社団法人
山口県医師会 様

山口県労働委員会
会長 近本 佐知子



労働委員会の「あっせん制度」の周知について（依頼）

山口県労働委員会の業務につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当労働委員会では、労働者個人・労働組合と、使用者との間に生じた労働紛争について、労働問題の専門家で経験豊富なあっせん員 3 名が仲立ちし、話し合い（非公開・非対面）による解決をお手伝いする「あっせん制度」を実施しています。本制度は、数か月を目安に終了する無料の制度であり、チラシにも記載のとおり労働者、使用者、双方の立場の皆様に御活用いただけます。労使間のトラブルで悩む一人でも多くの方にあっせん制度を知っていただき、早期紛争解決の一助となればと考えています。

つきましては、貴会会員様へチラシを配布いただき、本制度について御周知いただけますと幸甚です。御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

山口県労働委員会事務局
担当：中原、伊藤
TEL 083-933-4444
FAX 083-928-7072



費用は
無料！



職場のトラブルで
困っていませんか？

山口県労働委員会のあっせん

労働問題の専門家で経験豊富なあっせん員3名が仲立ちし、職場で生じた労働紛争について話し合いによる解決をお手伝いします。

あっせんは、使用者・労働者どちらからでも申請できます。

使用者の皆様へ ～活用例～

- ・社員から高額な退職金の上乗せを求められて困っている。



- ・社員にやむを得ぬ事情で配転命令を出したが、理由なく拒否している。



お断りします

- ・団体交渉で何度も協議したが合意に至らない。



簡単＆無料のあっせん
制度をご利用ください！

労働委員会とは？

労働委員会は、労使間のトラブルの解決をお手伝いする行政機関で、公正な立場で紛争の迅速・円満な解決に努めます。

あっせん

労働者個人・労働組合と、使用者との間に生じた労働紛争について、労働問題の専門家で経験豊富なあっせん員3名（公益委員(学識経験者等)、労働者委員(労働組合役員等)、使用者委員(会社経営者等)）が仲立ちし、話し合い（非公開・非対面）による解決をお手伝いする制度です。

あっせんの流れ

①申請書の提出



労働者（個人・組合）、使用者のいずれからでも申請できます。申請は、原則あっせん申請書を提出するのみで簡単です。

②調査



事務局職員が当事者双方から個別に事情を伺います。

③あっせんの実施



公益、労働者、使用者の三者で構成されたあっせん員が、個別に双方の主張を聞いて、歩み寄りによる解決をお手伝いします。

不開始

相手方があっせんを応諾しなかったとき

打切り

解決の見込みがないとき

取下げ

申請者の都合など

合意書の作成

当事者が合意したときは、多くの場合、書面による合意（口外禁止条項付き）を取り交わします。



簡単＆無料のあっせん制度をご利用ください！

お問い合わせ 山口県労働委員会事務局
〒753-8501 山口市滝町1-1（7階）
TEL:083-933-4444 FAX:083-928-7072
Mail:a34000@pref.yamaguchi.lg.jp



詳しくは
こちらへ

費用は
無料!



職場のトラブルで
困っていませんか?

山口県労働委員会のあっせん

労働問題の専門家で経験豊富なあっせん員3名が仲立ちし、職場で生じた労働紛争について話し合いによる解決をお手伝いします。

あっせんは、労働者・使用者どちらからでも申請できます。

労働者の皆様

- ・懲戒処分や解雇をされたが、納得できない。
- ・何の説明もなく、時給を引き下げられた。



使用者の皆様

- ・社員から高額な退職金の上乗せを求められて困っている。
- ・社員にやむを得ぬ事情で配転命令を出したが、理由なく拒否している。



お断りします

労働組合

- ・団体交渉の申し入れに会社が応じない。
- ・組合員故の差別を受けている。



- ・団体交渉で何度も協議したが合意に至らない。



労働委員会とは？

労働委員会は、労使間のトラブルの解決をお手伝いする行政機関で、公正な立場で紛争の迅速・円満な解決に努めます。

あっせん

労働者個人・労働組合と、使用者との間に生じた労働紛争について、労働問題の専門家で経験豊富なあっせん員3名（公益委員(学識経験者等)、労働者委員(労働組合役員等)、使用者委員(会社経営者等)）が仲立ちし、話し合い（非公開・非対面）による解決をお手伝いする制度です。

あっせんの流れ

①申請書の提出



労働者（個人・組合）、使用者のいずれからでも申請できます。申請は、原則あっせん申請書を提出するのみで簡単です。

②調査



事務局職員が当事者双方から個別に事情を伺います。

③あっせんの実施



公益、労働者、使用者の三者で構成されたあっせん員が、個別に双方の主張を聞いて、歩み寄りによる解決をお手伝いします。

不開始

相手方があっせんを応諾しなかったとき

打切り

解決の見込みがないとき

取下げ

申請者の都合など

合意書の作成

当事者が合意したときは、多くの場合、書面による合意（口外禁止条項付き）を取り交わします。



**簡単＆無料のあっせん
制度をご利用ください！**

お問い合わせ 山口県労働委員会事務局
〒753-8501 山口市滝町1-1（7階）
TEL:083-933-4444 FAX:083-928-7072
Mail:a34000@pref.yamaguchi.lg.jp



詳しくは
こちら
→